

## 第3章

# 銀行資産の健全性と不良債権の引当・償却制度

### はじめに

1980年以降、アメリカ、日本をはじめとして、先進国、発展途上国あるいは移行経済国の如何を問わず、非常に多くの国において銀行危機あるいは金融恐慌が発生している<sup>(1)</sup>。ちなみに、IMFの調査 (Lindgren, Garcia & Saal [1996])によると、80年から95年までの15年間において銀行危機を経験した国は、加盟181カ国の約4分の3、133カ国にものぼっている。このような世界的規模で銀行危機が発生した背景としてはマクロ経済的要因、銀行経営上の問題のほか、銀行規制監督当局による対応姿勢の遅れなど、種々の要因が指摘されることが多い。いうまでもなく、銀行危機あるいは金融恐慌が経済上の大きな問題となるのは、銀行危機に起因する金融面での混乱により健全な銀行までもが決済不履行を余儀なくされたり、信用取引が萎縮したりする結果、国民経済の健全な成長・発展に悪影響が及ぶことが強く懸念されるからである。

このため、多くの国においては預金保険制度に代表されるセーフティ・ネットを拡充のうえ銀行危機の発生を未然に防止する、あるいは万が一発生した場合には悪影響が最小限の範囲にとどまるよう努めている。しかし、1980年代のアメリカでみられた貯蓄金融機関 (savings and loan association: S&L) の破綻急増が端的に物語るように、厳格な監督体制が整備されていないなかでセーフティ・ネットの設計を誤れば、銀行経営者におけるモラル・ハザー

ドの発生を媒介として、それ自体が金融危機の発生を助長しかねない。実際、S&L危機の場合、運用資産のリスク度とは無関係に預金保険料率が一定水準で固定されていたため、預金保険による支払保証が逆に預金者による銀行選択行動や銀行経営者の規律を低下させた。こうしたなかで、経営内容の悪化したS&Lがジャンク債に代表されるハイリスク・ハイリターン型資産運用への傾斜という過度のリスク・ティキング行動に走る誘因が形成され、それが監督体制面の不備や監督当局による問題解決の先送り姿勢（いわゆるforbearance policy）と相まって問題を深刻化させたと指摘されることが多い<sup>(2)</sup>。

これら1980年代以降において世界各国で発生した銀行危機とそれに対する監督当局の対応に関する経験からは、セーフティ・ネットのあり方に対し次のような教訓を導くことができる。第1に、セーフティ・ネットは銀行危機防止のための万能薬ではない。セーフティ・ネットは、預金債務の支払保証を媒介として預金者の銀行システムに対する信認を補強する効果はあるが、その反面、預金者の銀行選択意識や銀行経営者の規律を低下させるおそれがあるからである。したがって、セーフティ・ネットの構築に際しては、例えば運用資産の健全性あるいは自己資本充実度を基準とした預金保険料率を導入し、健全な銀行ほど低い預金保険料率が適用されるなど、銀行によるリスク・ティキング行動に対し少なくとも誘因中立的となるような仕組みへと変更する必要がある。

第2に、金融システムの安定性や健全性は、銀行経営者の節度あるリスク・ティキング行動に大きく依存している。このため、議会あるいは銀行監督当局においては、何に増しても、銀行が自己責任の原則に基づき節度ある資産運用を行うことを後押しするような枠組みを作ることが求められる。例えば、ディスクロージャー体制の充実を図り、個々の銀行の経営財務内容が分かりやすいかたちで投資家や預金者に開示されるようになれば、経営財務内容が劣るにつれて各種の資金調達金利が上昇するといったかたちで市場において自然淘汰の篩にかけられるため、銀行としても資産内容の健全性維持にこれまで以上に積極的に取り組むと考えられる。

第3に、不良債権が発生した場合、個々の銀行においてはそうした事実を早期に認識のうえ引当・償却を直ちに実施し、資産内容の健全性維持に努める必要がある。また、監督当局においては、問題を先送りせずに毅然とした態度で処理し、銀行経営者自らがその健全性を回復・維持するよう仕向ける必要がある。

アメリカにおいては1990年代に入り、こうした教訓を踏まえて、預金保険料率を銀行の経営内容に応じて変化させる可変的預金保険制度や、自己資本があらかじめ経験的に定められた危機ラインを割り込んだ銀行については、その段階で閉鎖・清算を求めるという早期是正措置が導入された。これらの措置はいずれも、セーフティ・ネットに潜むモラル・ハザード要因の減殺を通じて銀行経営者による自己責任原則の遵守を促そうとするところに特徴がある。そして、このような措置が有効に機能するためには、当然のこととして、不良債権が発生した場合には、当該資産に対する引当・償却が速やかに行われることが前提となっている。しかしながら、不良債権の引当・償却制度については、会計・税制面での取扱いが各国ごとに異なることもあって、これまでのところ、欧米主要国における不良債権の引当・償却制度の異同を国際比較という観点から具体的に議論した研究報告は必ずしも多くはない。

それゆえ、本章では、不良債権の引当・償却制度の意義と特徴を議論するとともに、主要国における不良債権の取扱い方法を比較した後、ありうべき引当・償却制度について議論することとしたい。以下、第1節では、銀行の機能とリスクとの関係を簡単に整理した後、銀行危機が経済学においてどのように取り扱われているのかについて展望する。第2節では、銀行危機発生の原因について検討した後、不良債権の引当・償却制度およびアメリカにおける早期是正措置について概説するとともに、主要国における同制度の仕組みを比較・検討する。最後に、本章での議論や主張を要約するとともに、今後の検討課題を提示する。

## 第1節 銀行危機の経済学——経済学は銀行危機をどこまで説明できるか

### 1. 銀行の機能とリスク

#### (1) 銀行のリスク負担機能

銀行は、貸し手=余裕資金の保有者に対し預金という運用機會を提供する一方、借り手には金額、期間などの借入ニーズにちょうど見合った資金を供給するということを通じて金融面から家計や企業の経済活動を支えている。こうした金融仲介機能を果たすことによって銀行は、(1)小口の資金を集積のうえ大口の貸出を行う、(2)短期の資金を長期の運用に振り向けるといった資産変換を行うと同時に、そうした過程を通じて預金者に代わって資産運用に随伴する各種のリスクを負担し、その見返りとして利潤を稼得している<sup>(3)</sup>。銀行はまた、資産変換に際し資産負債総合管理（Asset Liability Management: ALM）手法<sup>(4)</sup>に基づき、各種のリスクを最小にする一方で収益の最大化を図ろうとしている。その意味で、銀行経営の核心は金融仲介にかかるリスクの管理およびALMに基づくリスク・収益管理にあることができる。なお、銀行が資産変換の過程で負担した各種のリスクは最終的には当該銀行の株主、出資者らが負っており、こうしたリスクが顕現化したときの損失負担額が銀行の自己資本を上回り、債務超過の状態に陥ると、銀行は破綻していくということになる。

いうまでもなく、銀行によるリスクの管理は、単にリスク負担を回避するのが目的ではない。銀行は、金融仲介を通じて自己資本により規定されるリスク負担能力の範囲内で一定のリスクを戦略的にテイクし、最も望ましいと判断されるリスクと期待収益との組合せを実現・維持すべく努めており、こうしたところに銀行の社会的な存立意義があるといえる。したがって銀行においては、自己責任の原則に基づき個々の取引にかかるリスクに加え、

資産ポートフォリオ全体としてのリスクの適切な管理に努めるとともに、自己資本の充実を通じて経営の健全性を確保していくことが求められている。そしてまた、銀行が経営内容の健全性を維持していくためには、資産が不良化した際にはそうした事実を早期に認識のうえ、当該不良債権の引当・償却あるいは自己資本増強のための増資を遅滞なく行うことが重要な課題となっている。

## (2) システミック・リスクへの対応

これまでの議論では、銀行危機の発生は社会的にみて望ましくない現象であると暗黙のうちに仮定されていたが、その一方で、経営内容の悪化した銀行の破綻は、一般企業の倒産と同様に、非効率的な経営状態にある銀行を銀行市場から排除することにより市場を効率化させるメカニズムとも考えられる。そうだとすれば、政府によるセーフティ・ネットの提供は本来不必要と結論づけられることになる。しかしながら、多くの国においては現在、金融システムの安定化のため、セーフティ・ネットが何らかのかたちで構築されているほか、金融危機の発生が見込まれる場合には、政府・中央銀行が能動的に信用秩序維持を目的とした対応策を講じることもありうる。これは、銀行部門が全体として提供している現行の決済ネットワークのもとでは、ある特定の銀行において発生した支払不能がドミノ倒しのように次々と他の銀行に波及し、決済機能が全体として麻痺してしまう、いわゆるシステミック・リスク発生の可能性を完全に排除できないからである<sup>(5)</sup>。

銀行部門においてシステミック・リスクが問題となるのは、次のような事情を背景とする。すなわち、銀行は部分準備制度のもとで預金の大部分を貸出など長期の資産に振り向け、支払準備としての現金については預金のごく一部をカバーしうる金額しか保有していないため、銀行取付け(bank run)に代表されるように、預金者が一斉に預金の払戻しを請求すると支払不能となってしまう。加えて、銀行間においてはインターバンク市場での資金の放出・受入れ、決済事務運営に際し求められる資金の受払いに伴う時間的ずれ

などを反映するかたちで未決済残高が網の目のように繋がっているため、銀行破綻あるいは決済事故の発生に伴う影響が他の銀行へと瞬く間に波及してしまうからである。例えば、日本の場合、銀行間の資金決済においては、決済資金の効率性向上を狙いとして、手形交換制度などのように、特定の時刻に一括して集中決済を行う時点決済が即時決済(Real Time Gross Settlement: RTGS)に代えて広く採用されている。加えて、銀行と顧客との間でも、為替・送金資金の支払においては顧客の利便性に配慮のうえ、支払指図を受けた銀行が指図を出した銀行からの資金受領を待たずに資金を先渡しすることが比較的多くみられる。

換言すると、個々の銀行は、資金負担が少ないという意味で効率的な決済システムの運営および部分準備制のもとでの資産変換に随伴するコストとして、決済時点が到達するまでの間、累増する未決済残高で示される決済リスクや資産変換に伴う信用リスクを負担している。したがって、時点決済の場合、銀行破綻あるいは決済事故の発生などにより決済システムの一部が崩壊すると、そうした決済リスクや信用リスクが瞬く間に顕現し、一国の決済システム自体が崩壊してしまう危険性を抱えているということができる。こうした事態の発生を未然に防止するためには、(1)最も大きな負債金額を有する参加者が決済不能となった場合でも日々の決済をタイムリーに完了させることができる、(2)決済ネットワーク参加者の責任を明らかにするためにも、1銀行に対する信用供与額についての上限の設定など、信用リスク、流動性リスクを管理する手順を明確に定める、(3)関係者全員に各種のリスクを抑制しようとする誘因を与える、といった方向で決済ネットワークの頑健性向上に努めることが重要な課題となっている。

このように、金融危機への対応強化を狙いとしてセーフティ・ネットのあり方を再検討するに際しては、預金保険制度や中央銀行による最後の貸し手機能にとどまらず、決済システムの頑健性向上にも配慮する必要がある。そして、システム・リスクの顕現を抑制するためには、個々の銀行経営者が自己責任の原則にしたがい節度ある経営に邁進するだけでなく、(1)決済シ

ステム参加者が一体となって上記の基準を満たすべく決済システムの改善に努める、(2)銀行間の資金決済を担う中央銀行システムにおいては入金あるいは請求があり次第直ちに資金決済を行うRTGSの導入などにより、個々の銀行に未決済残高が累増しないような決済システムを構築する、といったことが強く求められているということができる<sup>(6)</sup>。

## 2. 銀行理論と金融危機

### (1) 銀行理論における金融危機の取扱い

次に、銀行危機は銀行理論あるいは経済学においてどのように取り扱われているのか、簡単に振り返ることにしよう。銀行危機が理論的に分析されるようになったのは比較的新しく、情報の経済学を応用した金融契約理論 (financial contracts theory) が急速に発展をみた1980年代前半以降のことである。この金融契約理論の発展は次の二つに大別できる。

第1は、金融仲介理論の精緻化である。これは、Diamond [1984] が提唱した、銀行に代表される金融仲介機関は多くの預金者から借り手の行動監視を「委託された監視者」(delegated monitor) であるという考え方に基づくものである。この金融仲介の理論においては、銀行は資金の出し手の代表者として借り手の行動を監視しているが、そうした監視の委託に付随する代理人費用 (agency cost) は銀行によるリスク分散行動および預金契約という名目契約の導入により極小となることが示されている。したがって、貸し手が直接借り手に資金を貸すよりも金融仲介機関を経由して貸し付けるほうが代理人費用が小さくなるという意味で社会的により効率的であるとされ、ここに銀行といった金融仲介機関の存立意義が求められる。

第2は、金融不安定性の理論である。Diamond & Dybvig [1983] は、銀行を預金者から預かった資金をプールのうえ合同運用することにより資産運用に付随する流動性リスクを平準化する一方で、借り手に対しては長期資金を貸し付ける社会的な機構として捉え、預金者が何らかの事由により銀行の資

産運用態度に疑義を抱き、一斉に預金の引出し行動に走る（いわゆる銀行取付けの発生）と、銀行は支払不能に陥ると主張した。つまり、銀行に対する預金行動を預金者の非協調ゲームとして捉えると、銀行預金にかかるナッシュ均衡は、(1)他の預金者の行動を信頼のうえ当初予定どおり満期まで預ける、(2)多くの預金者が他の預金者を出し抜いて預金を引き出そうとする結果、銀行自体が存立しえなくなる、という二つの解を有することになる。このうち後者が、銀行危機に相当するものとされ、銀行危機の発生を防止するために預金保険制度の創設などを通じて預金者の銀行に対する信認を強固なものとする必要があると主張される。

これら二つの議論を仔細に検討すると、金融仲介の理論は、預金者との関係でみた銀行の資産運用にかかる分析に終始し、健全性の低下した銀行には預金をしないという預金者サイドの行動あるいは不安定性についての分析が捨象されている。一方、不安定性の理論においては、銀行による資産運用の巧拙が捨象されている結果、サンspot的な銀行取付けの分析には有効ではあるが、現実にしばしばみられるような資産運用の失敗に起因する預金者の銀行選別行動が分析の対象となっていない。このように、金融仲介の理論、不安定性の理論とも資産または負債のいずれかに焦点をあてた分析に終始しており、その結果、資産内容の健全性と不安定性（銀行取付けの発生）が必ずしも有機的に関連づけられていないといふことができる。

## (2) 銀行規制と経営者インセンティブ論

このような現代の銀行理論における金融危機に関する分析上の問題点の克服を狙いとして、最近では、銀行規制が銀行経営者のインセンティブに対しどのような影響を及ぼすかという観点から金融危機問題を分析しようとする動きが高まっている。この経営者インセンティブ論が注目を集めようになった背景としては、1980年代において発生した世界的な銀行危機においてはセーフティ・ネットの存在が銀行経営者のモラル・ハザード的行動をむしろ助長し、問題をさらに深刻化させたのではないかという認識の高まりが挙

げられる。確かに、これまでにおいても、Kim & Santomero[1988]などからは、セーフティ・ネットの存在が銀行経営者の資産運用にかかわるモラル・ハザードを招来し、資産内容の健全性を損なう可能性の存在は主張されていた。しかしながら、そうした主張はあまりにも機械的な議論であるとして、その現実妥当性に強い疑問が投げかけられた。

このため現在では、モラル・ハザードを銀行経営者のインセンティブにまでかのぼって検討するようになっている。この場合、セーフティ・ネットの存在が銀行経営者に及ぼすモラル・ハザードについては、(1)ハイリスク・ハイリターン型投資に資産ポートフォリオを傾斜させるという資産代替(asset-substitution)的なモラル・ハザード、(2)本来努力すべきところを怠るという努力回避(effort-aversion)的なモラル・ハザードに大別のうえ、経営者インセンティブとの関係でモラル・ハザードが分析される。

そして、このような経営者のインセンティブを重視する立場からは、池尾[1996]が指摘したように、銀行システムの健全性との関連ではむしろ従来等閑にされてきた努力回避的なモラル・ハザードがきわめて重要な役割を演じるとされる。実際、起死回生を狙いとしたハイリスク・ハイリターン型投資を実行するという、銀行危機発生に際し典型的にみられる銀行経営者のモラル・ハザードはいつ、いかなるときにも発生するものではなく、一般に経営破綻リスクが高まったときにそうした誘因が強く働くことができる。金融市場でのチェック機能を通じて問題銀行においては資産内容の大幅な悪化とともに資金調達コストが上昇する、あるいは流動性リスクが高まるといった事態に直面し、その打開策として銀行経営者が過度のリスク・テイキング行動に走ると考えられるからである。この場合、そのような事態に至るまでの間、銀行経営者が本来支払うべき健全性維持のための努力を實際には怠ってきたという意味でのモラル・ハザードが、資産内容の悪化を招來したということができる。しかしながら、その一方で、こうした議論はあまりにも一般的なものであり、銀行経営者のインセンティブの低下がどのようななかたちで金融危機と関連しているのかという点については、引き続き曖昧なもの

のとして残されている。

### (3) 銀行理論の金融危機説明力は必ずしも高くない

以上のように、現代銀行理論においては種々のかたちで金融危機の発生およびその波及メカニズムを説明しようとしているが、結論的にいふと、それらの現実説明力は必ずしも高くはない。その背景としては、次のような事情が指摘できる。

第1に、金融仲介の理論、不安定性の理論あるいは経営者インセンティブ論のいずれをとっても、銀行の資産、負債のいずれかに焦点をあてた議論にとどまっており、両者を有機的に結びつけた分析が行われていない。銀行は、他の与信機関とは異なり、預金という名目負債契約(nominal debt contract)で調達した資金を原資として金融仲介業務を営んでいるが、この点を明示的に考慮した分析がきわめて困難となっているのである。

第2に、理論的な分析に際しては、資産内容の変化に応じて資産・負債の価値はともに市場価値に等しくなるよう瞬時のうちに調整されると暗黙のうちに仮定されているが、現実においては銀行の資産・負債の多くは取得価格で表示されているほか、会計制度や税制の規定に制約され、市場価値への調整が容易に行えない環境におかれているといつても過言ではない。換言すると、金融危機の理論的な分析においては、銀行経営者が最も悩んでいる不良資産の時価調整(引当・償却)が完了した世界が対象とされるなど、現実とはかなりの距離があるといわざるをえないのである。

第3に、銀行危機の分析に際しては、分析を容易にするため、単一の銀行の存在だけを想定するのが一般的となっているが、その結果、個々の銀行において発生する銀行取付けとそれが他の銀行へと波及のうえ発生する銀行危機とが明確なかたちで峻別されていない。金融危機の分析に際しては、個別銀行の倒産がどのようなかたちで金融システム全体へと波及していくのかという危機の伝播メカニズムの解明が求められているのである。

もっとも、これらの問題を解決するにはいずれもかなりの困難を伴うもの

であるため、克服は容易ではない。そのため、銀行危機を理論的に議論するに際しては、各種の考え方の長所とその問題点、あるいは理論的帰結の背後に想定されている仮定の意味などについて十分留意のうえ取り進める必要があるといえよう。とりわけ、問題となるのは、銀行の資産が不良化した場合の資産価値の市場価値への調整スピードの理論的想定と現実におけるそれとの相違である。銀行理論においては、仮に借り手の元利金の返済遅延により資産価値が低下した場合、それを織り込むかたちで資産価値は瞬時のうちに市場価値に調整されることになっている。一方、現実の世界においては商法に基づき銀行経営者に対し資産価値調整の早期実施が求められているが、不良債権の償却が適時適切なタイミングで実施されているとは必ずしもい難い。

そして、こうした制度的取扱いに支えられた銀行および銀行監督当局による問題の先送り姿勢が結果として、銀行危機の深刻さを拡大する方向で作用している点は否定しえない。それゆえ、ここでは、銀行危機発生の背景を簡単に振り返るとともに、リスク集中の防止策のあり方について検討することにしたい。

### 3. なぜ銀行危機は発生するのか

#### (1) 各国の銀行危機発生過程に関する共通の特徴

1980年以降各国で生じた銀行危機は種々の要因を背景としているが、達観すると、その発生から顕現に至るまでの過程は次のように要約することができる。すなわち、まず最初に、資産価格の持続的上昇とともに資産価格とその他の部門価格との相対価格が変化し、そうしたなかで相対価格が上昇した分野における期待收益率が上昇するようになるとともに、それがまたバンドワゴン効果を通じて当該部門や特定企業への集中投資をもたらす。そして、その結果として、投資を資金融通面から支えた銀行においては、特定の産業部門・企業に対する融資が集中し、いわゆる集中リスク (concentration risk)

が発生することになる。

こうした融資の集中は当初、相対価格上昇に伴う収益率上昇を主因として銀行の経営パフォーマンスの向上に寄与する。しかし、資産価格が上昇から下落に転じると、借り手企業の経営財務内容の悪化、債務の支払遅延などを契機として融資に潜んでいた与信リスクが顕現することになる。その結果、当該部門向け融資に傾斜していた銀行においては、不良資産が増大するとともに赤字決算に伴い自己資本比率が低下する。この経営パフォーマンスの悪化はまた、預金保険に代表されるセーフティ・ネットが銀行経営者の自己責任原則を低下させる方向で設計されていると、起死回生を狙ったハイリスク・ハイリターン型投資への傾斜という資産代替的なモラル・ハザードを促し、融資ポートフォリオのリスクをさらに高めることになる。

こうしたなかで下落し始めた資産価格がさらに低下すると、融資集中リスクを負った銀行においては、不良債権がさらに拡大し、資産内容および経営の健全性がさらに悪化する。このような健全性の急速な低下に関する情報が市場に伝わると、当該銀行においては、資金調達コストが上昇するだけでなく、資金供与の新規停止、既往供与分の引揚げや預金払戻し請求の高まりという投資家のリスク回避行動を背景として流動性不足に陥り、支払不能、営業停止といったかたちで破綻に追い込まれる。次いで、投資家が破綻銀行と同様なリスク・プロファイルを有する銀行の健全性に対しても疑義を抱くようになり、融資の引揚げや預金の払戻しを求めるようになる。そして、こうしたプロセスが瞬く間に銀行部門全体に波及し、いわゆる銀行危機が発生するのである<sup>(7)</sup>。

銀行危機の大きさはまた、銀行監督当局の姿勢とも密接に関わっている。当局が毅然たる態度で健全性の低下した銀行の処理に臨めば、それがその他の銀行経営者に対しては節度ある資産運用を促す方向で機能する。しかし、仮に当局が事なきれ主義により問題銀行の処理を先送りすると、それがまた、経営者によりモラル・ハザードを助長し、銀行危機がさらに拡大・深化することになるのである。

## (2) 銀行部門における過度のリスク集中はどうすれば防止できるか

それでは、銀行危機の原因となる特定の部門・企業に対する過度の融資集中は、どのようにすれば防止できるのであろうか。一般論としては、次の4点が指摘できよう。第1は、適切な金融政策運営による資産価格を含む物価安定の確保である。銀行における融資集中リスクの高まりの背景には、Schwartz [1988] がかつて指摘したように、必ずといってよいほど資産価格の高騰というマクロ経済的要因が作用しているからである。ちなみに、古今東西の銀行危機は急騰した資産価格が大幅に反落をみたときに生じている。したがって、金融政策は、マクロ経済の安定のみならず信用秩序維持のためにも、物価の安定を目指して運営される必要があるといふことができる。

第2には、銀行経営者による節度ある資産運用態度を促すような制度的枠組みの整備が挙げられる。資産内容の悪化した銀行の資金調達金利が割高になる、あるいは調達自体が困難化するといった、市場を通じたチェック機能を活用する必要があり、そのためには、銀行の資産ポートフォリオ変化に関する詳細な情報をディスクロージャーを通じて開示させることが強く求められるといふことができる。そしてまた、不良資産が発生した場合、そうした事実を銀行が早期に認識のうえ、引当・償却という所要の措置を通じて資産価値の市場価値への調整を早期に行なうような環境を整備することが必要不可欠となっているといえよう。

第3に、銀行監督当局においては、銀行保有資産のリスク度に応じた保険料率を適用する可変的預金保険制度の導入のうえ銀行におけるモラル・ハザード発生の余地を最小限の範囲にとどめることができることが求められている。

第4に、早期是正措置の導入などを通じて問題銀行処理ルールを明確化し、銀行経営者の節度ある行動を促すとともに、銀行監督当局としても問題処理を先送りできない仕組みを構築する必要があるといえよう。

## 第2節 銀行資産の健全性維持策としての不良債権の引当・償却制度

### 1. 不良債権の引当・償却制度の意義

#### (1) なぜ引当・償却を行うのか

先に指摘したように、銀行は金融仲介の過程で預金者に代わって資金供与に付随する信用リスク(債務不履行リスク), 金利リスクなど各種のリスクを負担している。このため、銀行が預金者からの信認を得て金融仲介業務を営んでいくためには、銀行貸出に潜むリスクが銀行自らの手により適切に認識されるとともに有効に管理されていくことが重要な課題となっている。したがって、将来キャッシュフローの割引現在価値の合計を基準として元利金の支払遅延あるいは経営破綻などといった信用リスクを考慮のうえ計算される、貸出の市場価値が大きく低下したときには、資産内容の健全性維持のため、銀行はそうした貸出債権を不良債権に認定するとともに、直ちにその価値を市場価値にまで引き下げる必要がある。

こうした貸出資産の価値調整手段として銀行監督当局により準備されている制度的枠組みが、不良資産の引当・償却制度である。すなわち、不良債権の引当・償却制度とは、貸出債権の時価調整を行うためのルールを具体的に定めたものであり、同制度において定められた時価調整手段は貸倒引当金の繰入れと貸出金償却に大別される。貸倒引当金の繰入れとは、損失が現に発生あるいは先行き回収が懸念される貸出の価値引下げのため、負債勘定に引当金を計上することにより資産勘定の貸出金額を不变としたままで損失見合い分だけ間接的に償却することをいう<sup>(8)</sup>。このことにちなんで、貸倒引当金の繰入れを経由した貸出債権の償却方法は間接償却とも呼ばれる。これに対し、借入企業の破綻処理を受けた債権放棄あるいは債権切捨てなどにより回収不能あるいは損失額が確定した貸出債権については、貸倒引当金を原

資として貸出金勘定から損失分が直接控除される。こうした償却方法を貸出金償却というが、間接償却との対比で直接償却とも呼ばれる。貸出金償却はまた、全額償却(write-off)と一部償却(write-down)に分けられる。これらの説明からも明らかのように、貸出金の回収に重大な懸念が発生したときには貸倒引当金を積み立て、当該債権が回収不能となった場合には、貸倒引当金を原資として貸出金の償却が行われるのである。

貸倒引当金はまた、繰入対象債権を基準として、概ね一般貸倒引当金、特定貸倒引当金およびカントリー・リスク引当金という3種類に分けられる<sup>(9)</sup>。このうち一般貸倒引当金とは、現時点で発生している損失ではなく、将来において発生が予想される未特定の損失に備えてあらかじめ積み立てられた引当金のことをいい、借り手企業の倒産などにより損失が実際に生じた場合には自由に取り崩すことができる。これに対し特定貸倒引当金は、現時点で回収に懸念のある特定の貸出債権に対し積み立てられたひも付きの引当金であり、特定された債権が回収不能となった場合に限って取り崩すことができる。いうまでもなく、この場合、取崩金額は全額貸出金償却に充当される。そして、貸倒引当金のうち回収懸念のある対外債権のみを対象とするカントリー・リスク専用の引当金を一般にカントリー・リスク引当金という。

## (2) 不良債権の引当・償却基準は銀行監督当局が設定

このような不良債権の引当・償却は、銀行自らの経営判断により行われる筋合いにあるが、引当・償却に関する統一的なルールが定められていないと、不良債権が累増している銀行においては、利益確保のため、できれば引当・償却を先延ばししようとする誘因が働く。こうしたモラル・ハザードの発生を未然に防止するとともに銀行業界全体としての健全性の維持を目的として、各国においては通常、会計原則あるいは銀行監督当局により引当・償却基準が具体的に定められ、銀行による恣意的な引当・償却実施の可能性が排除されている。そして、個々の銀行による不良債権引当・償却の適正性は、事後的にせよ、外部監査あるいは銀行検査によりチェックされており、そのこと

がまた、銀行による適正な引当・償却の実施を担保しているということができる。

例えば、不良債権の認定・処理に関するルールが銀行監督当局によるガイドラインとして公表されているアメリカの場合、その前提となる不良債権の認定に関しては、次のように定められている。すなわち、銀行貸出は、表1のとおり、借入人の財務内容や債務返済状況などを基準とした自己査定(credit grading)にしたがって、(1)正常債権(pass), (2)要注意債権(special mention), (3)回収遅延債権(substandard), (4)回収懸念債権(doubtful), および(5)回収不能債権(loss)という五つのカテゴリーに分類される。このうち、(3)から(5)という劣位の範疇に属する債権が不良債権あるいは分類債権(classified loan)と呼ばれる。そして、(1)から(4)の貸出債権を対象として、表2で示されるような分類区分にしたがって貸倒引当金が繰り入れられたり、あるいは(5)の回収不能債権については貸出金償却が行われる。もっとも、(3)および(4)のカテゴリーに含まれる回収遅延・懸念債権に関する引当ての取扱いに関しては、あらかじめ特定のルールを定めるのがきわめて困難となっているため、過去の事例や経営危機に瀕した借入企業の属する業態の先行き見込み

表1 アメリカにおける銀行貸出の自己査定基準

査定区分	自己査定基準
正常債権 (pass)	・妥当な信用リスク。元利金が約定どおりに返済されているほか、先行き特段の悪化懸念もみられない
要注意債権 (special mention)	・現状大きな問題はないが、先行きの悪化材料を背景として信用リスク懸念がいくぶん高まる
回収遅延債権 (substandard)	・借入企業の業績が適切には正されない限り、銀行が損失を被るリスクが高まるなど、信用リスクの顕現が懸念される
回収懸念債権 (doubtful)	・債権の全額回収が困難で、大幅な損失を被る確率がきわめて高い
回収不能債権 (loss)	・回収不能

(出所) Schadrack & Konobow [1994].

表2 アメリカにおける不良債権の引当・償却比率

査定区分	引当・償却率
正常債権	過去における貸倒実績率
要注意債権	過去における貸倒実績率
回収遅延債権	15%
回収懸念債権	50%
回収不能債権	100%

(出所) 表1と同じ。

などを考慮のうえ、銀行が総合的な観点から判断することになっている。

これに対し、日本の場合、不良債権の引当てあるいは貸倒引当金の繰入れ基準に関しては、有税を原則とするアメリカとは異なり、無税での繰入れが認められていることもある、税法(法人税基本通達)および大蔵省通達により事細かくかつ厳密に定められている。例えば、会社更生法適用の申請や和議により債権の回収見込みに大きな疑念がもたれる場合には、損失発生見込額を負債勘定に設けられた債権償却特別勘定に繰り入れることができる。一方、回収遅延債権および要注意債権の処理については、これまでの間、何ら規定されていなかった(引当ての対象とはなっていない)<sup>(10)</sup>。このため、アメリカとの比較において、不良債権の認定および引当てが遅れがちになる点は否定しえず、それがまた、1990年代前半における不良債権問題処理の遅れに繋がったと思われる。しかしながら、94年2月に大蔵省が公表した「不良資産問題についての行政上の指針」に基づき日本においても、回収遅延債権、金利減免債権など、貸倒れに至っていないものの回収に疑義がある債権を対象として、銀行が自らの判断により貸倒引当金を積み立てられるよう、貸倒引当金制度の運用方法が改善されたほか、回収不能見込み債権についてはほぼ全額無税で貸倒引当金を繰り入れられるようになった。

### (3) 銀行監督当局による健全性監視

銀行監督当局も、金融システムの安定性維持のため、個々の銀行の資産内容に対し大きな関心をもっており、普段から銀行資産の健全度合いに関する各種の情報の収集・分析に努めている。こうした情報の収集・分析に際し、最も大きな力を発揮しているのが実地検査(on-site examination)と呼ばれる銀行立入検査である。銀行検査の詳細な内容については必ずしも明らかになっていないが、ニューヨーク連銀が体制移行経済国の銀行監督当局を対象として開催した銀行監督セミナーの講義録(Schadreck & Korobow [1994])に基づき、アメリカにおける事例を参考にしつつ実地検査のあり方を簡単に説明しよう。

すなわち、アメリカの場合、銀行監督当局では、実地検査を通じて検査対象となった銀行の融資方針、リスク管理体制に代表される内部管理体制、資産内容の健全性と自己資本の充実度など、多種多様な角度から銀行経営の健全性をチェックし、必要があると判断された場合には所要の是正措置の実施を求めている。こうした実地検査において最も重要なウエイトを占めているのが、資産内容の健全性をチェックする資産査定である。この資産査定は、自己査定と称されるように、銀行監督当局が事前に示した基準にしたがって銀行自らが行うことになっている。そして、銀行が自己査定に基づき判断した不良債権金額およびそれに基づき積み立てられた貸倒引当金残高が、監督当局が算出した不良債権金額および要貸倒引当金繰入額を下回っていた場合には、当該不足金額の引当て実施が求められる。このように、銀行監督当局は実地検査を通じて個々の銀行があらかじめ定められたルールにしたがって不良債権を処理のうえ資産内容の健全性維持に努めているか否かを監視することにより、銀行の健全性維持に向けた節度ある行動の採用を後押しとともに、モラル・ハザードの発生を未然に防止しようとしているのである。

そして、不良債権を処理した後の自己資本比率があらかじめ定められた水準を割り込んだ銀行に対しては、金融システム安定化のため、自己資本の充

実や業務の改善を求めるとか、あるいは営業を停止させるといった所要の措置が実施されることになっている。これを一般に早期是正措置 (prompt corrective action: PCA) という。早期是正措置が導入されている国は少なく、主要国の中ではアメリカが1992年から取り入れたほか、わが国でも98年から実施される予定にある。

いうまでもなく、早期是正措置がその所期の目的どおり有効に機能するためには、銀行の資産内容を客観的に反映した財務諸表が作成されていることが求められる。そうしたなかで外部監査人による財務諸表監査が従来以上に重要となっており、外部監査人においては財務諸表における数値の正確性のほか、自己査定基準・査定手続きの整備状況など内部管理体制のあり方にも留意しつつ、より包括的かつ深度ある監査を実施していくことが重要な課題となっている。以下、アメリカにおける早期是正措置の概要について、簡単に説明しよう。

## 2. アメリカにおける早期是正措置

### (1) 早期是正措置導入の経緯とその概要

アメリカにおいては1980年代後半から90年代初めにかけて、折からの不動産市況低落を背景とした貸倒れの多発を背景として銀行の経営破綻が急増し、ピークとなった88年には約250行が破綻した。この銀行破綻急増とともに、連邦預金保険公社 (FDIC) に設けられた商業銀行向けの預金保険基金であるBIF (Bank Insurance Fund) の基金残高も急減することになった。例えば、BIFの基金残高は88年末の141億ドルから91年末にはマイナス70億ドルにまで減少した。こうした事態の改善策が検討されるなかで、銀行破綻が急増していった背景の一つとして、銀行監督当局による問題銀行に対する対応が事なき主義の横行と称されるように不十分であったり、後手に回ることが多かったことが指摘されるようになった。

このような銀行監督のあり方に対する反省のうえに立って、預金保険基金

表3 早期是正措置 (prompt corrective action) の概要

	自 己 資 本 比 率 <sup>1)</sup>	措 置 の 具 体 的 な 内 容 <sup>2)</sup>	
リスク・アセット・レイシオ	レバレッジ・レイシオ		
Tier1+Tier2/ リスク・アセット	Tier1/ リスク・アセット		
充実(well capitalized) 適正(adequately capitalized)	10%以上 8%以上	5 %以上 4 %以上 <sup>3)</sup>	○配当なし役員報酬の支払後に最低自己資本比率が未達である場合は、同様に以下のグループに入検査の対象となる。 ○配当なし役員報酬を禁止(本措置では以下と記載するが、立入検査の対象となる)。 ○自己資本比率が与えられる。 ○緊急な特典が与えられる。
未達(undercapitalized)	8%未満	4 %未満 <sup>3)</sup>	○緊急な特典の実施 ●本質的な財産の提出を義務づけ ○自己資本比率が本計画の履行を怠った場合は当局の承認を得る要 ○總資産の拡大を禁止 ○販売設置・新規業務進出の際は当局の承認に対する措置を適用 ○自己資本比率が本計画の履行を怠った場合は当局の承認を得る要 ○販売設置・新規業務進出の際は当局の承認に対する措置を適用 ○増資・合併などによる自己資本再建を義務づけ ○取締役会の更新を義務づけ ○預金金利の拡大を禁止 ○子会社による売却を禁止 ○場合により1ランク下のグループに対する措置を適用
大幅未達(significantly undercapitalized)	6 %未満	3 %未満	○業務内容などを制限(大口取引、HLT等)、会計手法の大幅な変更、元利払いの禁止 ○劣後債の元利払いの禁止 ○本格グループに分類後90日以内に破産管財人ないし財産管理人を選任するところとも可能(90日ごとに再検討の要)
危機的未達(critically undercapitalized)	—	—	○本格グループに分類後120日以内に監督全般を停止する。 ●当局の裁量により最長270日前に監督全般を停止する。

(注) 1) Tier1資本=株主資本+永久優先株+連結子会社に対する少數株主持分  
2) Tier2資本=短期預り資本・アセット・アセットの1.5倍まで。これがわかれか一つでも基準に該当すれば公債の対象となる。  
3) なお、「未達」とは「大幅未達」に付いては、「大額未達」に付いては、「監督全般が停止する危険な状態にある」と判断した場合、当該機関を1ランク下のグループに属するものとして取り扱うことをができる。  
4) 有形資本(tangible equity)とは優先的利益配当の一定額に達しない場合、不足額が次年度以降に累積していくもの。

(出所) 日本銀行「信用機関局」[1992]。

における損失発生の抑制を狙いとして、1991年に成立した連邦預金保険公社改善法 (Federal Deposit Insurance Corporation Improvement Act: FDICIA) に基づき早期是正措置が92年12月期以降導入されることになった。この早期是正措置は、(1)銀行の自己資本充実度に応じて適用預金保険料率を変動させる可変的預金保険料を導入する、(2)銀行による新規業務分野への参入認可に際しては自己資本充実度を重視する、といったかたちで銀行に対しては健全経営および自己資本拡充に向けた誘因を与える一方で、(3)問題金融機関に対する監督当局の対応を客観的な指標に基づきルール化し、監督当局による事なされ主義を排除することを狙いとしていた。

表3は、そのうち問題金融機関に対する是正措置の概要を示したものである。この表からも明らかなように、銀行は主として自己資本比率にしたがって五つのカテゴリーに分類され、それぞれにカテゴリーに応じて業務に対する規制措置の内容に強弱がつけられている。そして、自己資本比率が低下するにしたがって規制措置が厳しくなり、「危機的未達」状態に陥ると、事实上倒産とみなされ、90日以内に破産管財人が選定されることになっている。ちなみに、1993年6月末において「危機的未達」のカテゴリーに分類された商業銀行12行のうち9行については、同年11月までに閉鎖・清算された。

## (2) 自己査定に基づく不良債権の引当・償却

FDICIAではまた、新たに導入された早期是正措置の実効性を確保するため、銀行経営者の財務状況報告に関する責任が強化された。この財務報告が銀行の資産内容を適切に開示していることを担保するためには、元利金の回収が大幅に遅延したり、先行き回収の見込みが薄い貸出債権などについては、「偶発的損失」として貸倒引当金が適切に積み立てられている必要がある。アメリカの場合、1970年代半ば以降、不良債権の引当・償却に関しては、個々の銀行が内部的に設けた基準にしたがって実施した自己査定結果に基づき適正と判断される処理を行い、その適切性を銀行監督当局が実地検査において審査するという体制にあった。

こうした自己査定を通じる資産内容の健全性維持を一段と強化するとともに、銀行経営者の健全性維持に向けた行動を後押しすることを狙いとして、1993年12月には連邦準備制度理事会（Board of Governors of the Federal Reserve System: FRB）、通貨監督局（Office of the Comptroller of the Currency: OCC）などの連邦銀行監督機関により、資産の自己査定および貸倒引当金の積立てに関する統一基準が公表された。このうち資産の自己査定については、先に述べた銀行監督当局による資産査定基準で示された貸出債権の分類区分に沿った自己査定ルールを策定し、当該ルールに基づき個々の銀行が独自の経営判断に基づき資産査定を行うとともに資産査定結果を反映した不良債権の引当・償却を実施し、その適正性を外部監査により確認することが定められている。この不良債権の引当・償却に関しては、監督当局の資産査定基準において、既述の表2のような引当・償却率が一応の目途として提示されているが、必ずしも強制的なものではない。この間、不良債権金額の計算に際しては、95年決算以降、将来の現金収入予測額を約定時の金利で割り引いた現在価値などを利用のうえ、貸倒引当金を積み立てることが求められるようになった。

### 3. 日本および欧米主要国における貸倒引当・償却制度の取扱い

以上のような不良債権の認識・処理方法およびアメリカにおける早期是正措置を前提としたうえで、次に欧米主要国およびわが国における貸倒引当・償却制度の国際比較を試みることにしよう。比較の対象となるのは、アメリカ、イギリス、ドイツおよび日本の4カ国であり、表4はその概要を一覧表形式でまとめたものである。

この表からも明らかなように、各国における不良債権の引当・償却制度の構成は概ね一致しているが、貸倒引当金の繰入基準、繰入限度、財務諸表上の取扱いなど、その具体的な運用方法については会計原則や税務面での相違などを反映するかたちで、以下で詳しく述べるとおり各国ごとに区々となっ

表4 日本および歐米主要国における不良債権の引当・償却制度

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ
一般 貸倒引当金	・資金の0.3%を毎期洗替えのうえ繰り入れる扱い(無税)	・とくに定められていない。ただし、将来予想される損失については、銀行独自の判断により特定引当金のかで繰り入れる扱い(有税)	・とくに定められていない。ただし、未特定の損失については、会社法に基づき潜在的損失に銀行が独自の判断により特定引当金に繰り入れる扱い(有税)	・とくに定められていない。ただし、商法の規定に基づき潜在的損失については、銀行が独自の判断により当該金額を特定引当金に繰り入れ(原則無税)
特定 貸倒引当金	・税法基準にしたがい、回収見込みがないと認められた金額を債権償却勘定に繰り入れ(原則無税)	・取立不能など、損失発生の事実が特定できれば、銀行の判断により当該金額を特定引当金に繰り入れ(有税)	・特定の潜在的損失カバーのため、当該金額を会社法に基づき銀行独自の判断で特定引当金に繰り入れ(有税)	・損失発生の事実を認定しuar;る貸出金などについては、商法の規定に基づき銀行が独自の判断により特定引当金に繰り入れ(原則無税)
カントリーリスク引当金	・回収懸念のある国に対する賃貸金の一定割合を毎期洗替えのうえ、特定海外債権引当勘定に繰り入れただし、0.1%は無税繰り入れを容認)	・通常は、特定引当金のかで対応(有税)	・特定引当金のかで対応(有税)	・特定引当金のかで対応(原則無税)
貸出金償却	・税法基準により回収不能と判定された貸出金を貸出金残高より直接控除(無税)	・回収不能の事実が特定できれば、銀行の判断により当該金額を貸出金残高より直接控除(無税)	・回収不能の事実を認定しuar;る貸出金を対象に銀行が独自の判断のうえ貸出金残高より直接控除(無税)	・回収不能の事実を認定しuar;る貸出金などについては、商法の規定に基づき銀行が独自の判断により貸出金残高より直接控除(原則無税)

(出所) 筆者作成。

ている。

まず最初は、一般貸倒引当金および特定貸倒引当金である。将来発生しうる不特定の損失発生に備えた一般貸倒引当金を独立した引当金勘定として設けている国は日本だけにとどまり、その他の3カ国においては特定貸倒引当金のなかで処理されている。貸倒引当金の繰入基準などに関しては、わが国においては税法などにより詳細に定められているが、アメリカ、イギリスの場合、会計原則あるいは税法に基づく繰入基準、繰入限度に関する明確な規定はとくに存在せず、銀行監督当局が定めた資産査定基準に基づき個々の銀行が個別に引当ての要否を判断する扱いになっている。ドイツにおいては、銀行監督当局によるガイドラインもなく、個々の銀行が商法の規定に基づき償却の要否を個別に判断のうえ実施している。

次に、貸倒引当金の貸借対照表への計上方法に関しては、アメリカ、イギリスおよびドイツの3カ国とも当該引当金残高を貸出金勘定から直接控除のうえ、財務諸表に対する注記により別途その内訳を公表している(ただし、ドイツでは内訳は一切非公表となっている)。これに対し、わが国では負債勘定に引当金勘定を計上する扱いとなっている。次に、貸倒引当金に関する税制面での取扱いをみると、わが国では一般貸倒引当金の繰入れは無税の一方、これまで特定貸倒引当金は原則として有税・無税半々となっていたが、1994年3月期以降、ほぼ全額無税で償却できる扱いに変更された。その結果、日本では不良債権の引当・償却はほぼ無税で行うことができるようになっている。これに対し、アメリカ、イギリスにおいては貸倒引当金の繰入れは原則有税となっている。もっとも、その場合でも、税効果会計の採用により有税での繰入れが財務会計上の利益に対し中立的となるよう配慮されている。一方、ドイツの場合、不良債権処理を促進すべく、回収不能債権のみならず、疑問債権(低価法に基づく評価損)や健全債権(過去の貸倒率に基づき計算された将来損失)についても無税処理が認められているほか、通常の低価法に基づく減額評価を上回る貸倒引当金の有税繰入れも可能となっている。

カントリー・リスク引当金の場合、わが国のように専用の引当金勘定を設

けてカントリー・リスクに対する引当てを実施している国はなく（ただし、カナダではカントリー・リスク引当金が設けられている）、特定貸倒引当金のなかで引当てを行うという事例が多い。アメリカの場合、ATRR（Allocated Transfer Risk Reserve）というカントリー・リスク引当金があるが、ATRRは連邦銀行監督当局からの指示に基づく強制償却用の受け皿といった性格が強く、銀行独自の判断で積み増すことができないため、ほとんど利用されていない。このため、銀行独自の判断により引当額を自由に決定しうる特定貸倒引当金勘定への積増しないし一部償却（write-down）で対処するのが一般的となっている。なお、カントリー・リスクの引当率に関するガイドラインとしては、イギリスのイングランド銀行（Bank of England）が定めたマトリックス（Matrix）が著名である一方、その他の諸国においては繰入率は概ね銀行の判断に委ねられている。

この間、貸出金償却については、わが国の場合、大蔵省金融検査官による不良債権認定があつて初めて償却が可能となるなど、きわめて限定期に取り扱われているのに対し、欧米主要国においては、回収不能の事実を各種の資料により認定できれば銀行の判断により決定しうる扱いとなっている。なお、貸出金償却の税務上の取扱いに関しては、各国とも無税という点で一致している。

### おわりに

以上、本章では、銀行が自己責任の原則に基づき資産内容の健全性を維持していくに際しては、どのような制度的枠組みを準備するのが適当かという観点に立って、経済学における銀行危機に関する議論を振り返りつつ、不良債権処理策としての引当・償却制度のあり方を検討してきた。銀行による節度あるリスク・ティキングを促すとともに、預金保険などセーフティ・ネットへの過度の依存を排除するためには、市場規律を活用のうえ銀行経営者に

より健全経営へ向けた動きを後押しするような制度的枠組みの構築が求められる。この場合、とくに重要なのは、不良債権の早期認識・早期処理体制の確立および資産内容の実態ができるかぎり客観的に反映した財務諸表の作成・公表である。そのためには、例えば銀行が資産の自己査定結果に基づき自らの判断により不良債権の引当・償却を行い、その適正性を会計監査人が確認するという方策の採用が市場機能を利用するという観点からみても望ましいといえよう。また、銀行監督当局に対しては、銀行検査を通じて個々の銀行が自ら作成したガイドラインにしたがって正確な自己査定や適正な引当・償却を行っているかをチェックすることが求められる。

もっとも、こうした制度の導入だけでは、銀行経営者のモラル・ハザードや監督当局による問題先送り行動の発生を完全に回避することはできない。このため、彼らを規律づけるためにも、ディスクロージャー体制の整備・充実を図り、集中リスクが増大すれば、資金調達コストが上昇する仕組みを作ったり、早期是正措置の導入により当局による銀行整理の先送り姿勢を排除することが今後ますます重要な課題となっている。

そしてまた、このような先進経済国での経験からは、発展途上国あるいは移行経済国におけるセーフティ・ネット構築に関し、次のような教訓を導くことができる。第1に、金融システムの健全性は個々の銀行の資産内容の健全性により基礎づけられるため、個々の銀行が自己責任の原則に基づき節度ある経営に邁進することを誘因づける方向で預金保険制度などといったセーフティ・ネットを設計することが重要な課題となっている。第2に、万が一、不良資産が発生した場合には、直ちに引当・償却を行いうるような会計制度を確立する必要がある。第3に、ある特定の銀行の破綻が金融システムの動揺へと発展するのを防止するためにも、中央銀行当座預金の振替決済を含む決済システムの整備・拡充を図り、決済リスクが累増しないような制度を構築することが従来以上に強く求められている。

[注] \_\_\_\_\_

- (1) いうまでもなく、多くの国においては銀行のほか、信用金庫、信用組合、貯蓄貸付組合などといった協同組織金融機関が金融仲介業務に従事しているが、本章では便宜上、このような協同組織金融機関を含め、金融仲介業務を営んでいる預金取扱金融機関のことを総称して、銀行と呼ぶことにしたい。
- (2) S & L危機の概要、背景と預金保険制度との関係などの詳細については、例えば日本銀行調査統計局 [1989]、翁 [1993] や日本銀行信用機構局 [1992] を参照。
- (3) こうした経済学における銀行機能に関する最近の議論に関しては、池尾 [1989]、早川 [1986]、櫻川・浜田 [1992] などを参照。
- (4) ALMとは、資産・負債のミスマッチ・ポジション管理に関する経営管理手法のことをいう。ALMにおいては一般に、資産・負債項目ごとに想定された先行き金利予想に基づき、その金利予想に相応するような資産・負債の量的・期間的構成のあり方が種々検討されるとともに、その結果、最適と判断された満期構成上のポジションが造成される。
- (5) システミック・リスク顕現の最も典型的な例としては、1984年にアメリカで起こったコンチネンタル・イリノイ銀行の破綻事例が挙げられる。コンチネンタル銀行の破綻自体は、石油関連融資への過度の集中という経営判断の甘さに起因するものであった。しかし、アメリカ中西部所在の中小銀行を中心として約250の銀行が同行に対し自己資本を大幅に上回る巨額の資金を供与していたため、仮にコンチネンタル銀行を破綻させた場合にはそれらの銀行も破綻を余儀なくされ、全米の銀行組織が大きく動揺しかねなかったことから、金融システムの安定性維持を目的として政府が救済に乗り出したのであった。
- (6) RTGSの詳細については、例えば日本銀行信用機構局 [1996] を参照。
- (7) Calomiri & Gorton [1991]は、その意味で、銀行取扱発生のプロセスは、情報の非対称性に基づく預金者による問題銀行を識別するとともに市場から排除する過程として把握可能としている。
- (8) あるいは、資産勘定の貸出金の控除項目として貸倒引当金残高を計上するという経理処理もありうるが、その効果は変わらない。
- (9) この貸倒引当金の分類は、あくまでも理念的なものであり、後で詳しく論じるように、一般貸倒引当金やカントリー・リスク引当金を独立の引当金として設けず、特定引当金のなかで不良債権に対する引当てをすべて行うという事例もみられる。
- (10) このことはまた、不良債権の認定にかかる税法基準を満たすまで財務内容が悪化していない借入企業向け貸出に関しては引当・償却はとくに行う必要がないことを意味している。したがって、日本の銀行は、これまでの間長年にわ

たって経営不振に陥った借入企業を救済することが一方的に有利となる環境に置かれており、それがかつて鹿野 [1994]において指摘されたように、メインバンク関係と称されるわが国独特の金融取引慣行を普及させた一因となつたいうことができる。

### [参考文献]

#### 〈日本語文献〉

- 池尾和人 [1989] 「金融仲介理論の新展開」(伊藤元重・西村和雄編『応用ミクロ経済学』東京大学出版会)。  
 ——[1996] 「銀行規制と経営者インセンティブ」(未定稿)。  
 翁百合 [1993] 『銀行経営と信用秩序』東洋経済新報社。  
 櫻川昌哉・浜田宏一 [1992] 「不完全情報、金融仲介、経済発展」(『季刊理論経済学』第43巻第5号)。  
 鹿野嘉昭 [1994] 『日本の銀行と金融組織』東洋経済新報社。  
 ——[1996] 「リスクの管理と公的規制」(鈴木淑夫・岡部光明編『実践ゼミナール 日本の金融』東洋経済新報社)。  
 日本銀行調査統計局 [1989] 「米国の貯蓄金融機関を巡る最近の動きについて」(『調査月報』〈日本銀行〉第40巻第8号)。  
 日本銀行信用機構局 [1992] 「米国の預金保険制度を巡る最近の動向」(『日本銀行月報』12月号)。  
 ——[1996] 「日本銀行当座預金決済の『RTGS化』について」(提案資料)。  
 早川英男 [1986] 「金融仲介機関の経済理論について——『情報経済学』の視点から」(『金融研究』〈日本銀行金融研究所〉第7巻第1号)。

#### 〈外国語文献〉

- Calomirri, C. W. & G. Gorton [1991] "The Origin of Banking Panics: Models, Facts, and Bank Regulation," in R.G. Hubbard ed., *Financial Markets and Financial Crises*, Chicago: University of Chicago Press.  
 Diamond, D. W. [1984] "Financial Intermediation and Delegated Monitoring," *Review of Economic Studies*, Vol. 51, July.  
 Diamond, D. W. & P. H. Dybvig [1983] "Bank Runs, Deposit Insurance, and Liquidity," *Journal of Political Economy*, Vol. 91, No. 3, June.  
 Kim, D. & A. M. Santomero [1988] "Risk in Banking and Capital Regulation," *Journal of Finance*, Vol. 43, No. 5, December.  
 Lindgren, C. J., G. Garcia & M. I. Saal [1996], *Bank Soundness and Ma-*

- croeconomic Policy*, Washington, D.C.: International Monetary Fund.
- Schadreck, F.C. & L. Konobow [1994] *The Basic Elements of Bank Supervision*, Federal Reserve Bank of New York.
- Schwartz, A.J. [1988], "Financial Stability and the Federal Safety Net," in W.S. Haraf & Rose Marie Kushmeider eds., *Restructuring Banking and Financial Services in America*, Washington, D.C.: American Enterprise Institute for Public Policy Research.